

独立監査人の監査報告書

平成15年5月29日

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 太田 文雄 殿

監査法人エーマック

代表社員
関与社員

公認会計士

五十嵐 邦彦



関与社員

公認会計士

高野 登



当監査法人は、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の平成14年度（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）の下記の計算書類について監査を行った。

記

1. 一般会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
2. 債務保証事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
3. 助成事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
4. 振興事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
5. 産業廃棄物適正処理推進事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
6. 収支計算書総括表
7. 正味財産増減計算書総括表
8. 貸借対照表総括表
9. 財産目録

この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の平成14年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成16年6月9日

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 太田 文雄 殿

監査法人エムエムピージー・エーマック

代表社員
関与社員

公認会計士

五十嵐 邦彦



関与社員
公認会計士

高野 登



当監査法人は、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の平成15年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）の下記の計算書類について監査を行った。

記

1. 一般会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
2. 債務保証事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
3. 助成事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
4. 振興事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
5. 産業廃棄物適正処理推進事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
6. 収支計算書総括表
7. 正味財産増減計算書総括表
8. 貸借対照表総括表
9. 財産目録

この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の平成15年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成17年6月3日

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 太田 文雄 殿

監査法人エムエムピージー・エーマック

代表社員 公認会計士
業務執行社員

五十嵐 邦彦



業務執行社員 公認会計士

高野 登



当監査法人は、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の平成16年度（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）の下記の計算書類について監査を行った。

記

1. 一般会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
2. 債務保証事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
3. 助成事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
4. 振興事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
5. 産業廃棄物適正処理推進事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
6. 収支計算書総括表
7. 正味財産増減計算書総括表
8. 貸借対照表総括表
9. 財産目録

この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の平成16年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 6 月 5 日

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 太田 文雄 殿

監査法人エムエムピージー・エーマック

代表社員
業務執行社員

公認会計士

五十嵐 邦彦



業務執行社員 公認会計士

高野 登



当監査法人は、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の平成 17 年度（平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで）の下記の計算書類について監査を行った。

記

1. 一般会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
2. 債務保証事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
3. 助成事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
4. 振興事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
5. 産業廃棄物適正処理推進事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
6. 収支計算書総括表
7. 正味財産増減計算書総括表
8. 貸借対照表総括表
9. 財産目録

この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の平成 17 年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 5 月 29 日

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 樋口成彬 殿

監査法人エムエムピージー・エーマック

代表社員
業務執行社員

公認会計士

五十嵐邦彦



業務執行社員

公認会計士

高野 登



当監査法人は、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の平成 18 年度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで）の下記の計算書類について監査を行った。

記

1. 一般会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
2. 債務保証事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
3. 助成事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
4. 振興事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
5. 産業廃棄物適正処理推進事業会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
6. 収支計算書総括表
7. 正味財産増減計算書総括表
8. 貸借対照表総括表
9. 財産目録

この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、監査人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の平成 18 年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 6 月 4 日

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 樋口成彬 殿

監査法人エムエムピージー・エーマック

代表社員
業務執行社員

公認会計士

五十嵐邦彦



代表社員
業務執行社員

公認会計士

戒井重樹



当監査法人は、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の平成 19 年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）の下記の財務諸表すなわち貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録並びに収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

記

1. 貸借対照表（総括表、一般会計、債務保証事業会計、助成事業会計、振興事業会計、産業廃棄物適正処理推進事業会計）
2. 正味財産増減計算書（総括表、一般会計、債務保証事業会計、助成事業会計、振興事業会計、産業廃棄物適正処理推進事業会計）
3. 財産目録
4. 収支計算書（総括表、一般会計、債務保証事業会計、助成事業会計、振興事業会計、産業廃棄物適正処理推進事業会計）

この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、監査人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の平成 19 年度末日現在の財政状態及び同年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）」に従って、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の平成 19 年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上